

高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第2条 県は、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づき実施する事業に要する次に掲げる経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

（1）高知県農業再生協議会が実施する事業に要する経費

（2）市町村が実施する事業に要する経費

（3）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）、民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者に限る。以下同じ。）、食品事業者、中間事業者、流通業者、知事が中国四国農政局長と協議して認める団体、コンソーシアム又は地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会をいう。以下「地域協議会」という。）が実施する場合であって、当該事業に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

（補助対象経費、補助率等）

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る補助対象経費、補助率及び取組主体は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書1部を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）

がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 補助事業者（市町村、高知県農業再生協議会及び地域農業再生協議会を除く。）が第1項の補助金交付申請書を提出するときは、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない旨を証する納税証明書及び誓約書兼同意書（別紙参考様式2）を添付しなければならない。なお、納税証明書に代わり、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式4）及び本人確認書類の写しをもって代えることができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2条第3号の規定に該当する場合に、第1項の補助金交付申請書を提出するときは、補助事業者は、間接補助金の交付を受けようとする者に県税の滞納がないことを確認するとともに、県に対する税外未収金債務の滞納がない旨の誓約書兼同意書を提出させなければならない。
- 5 第3項の県税納税証明書は、県税の納税義務がない場合は、県税納税証明書に代えて、その旨の申立書（別紙参考様式3）を添付しなければならない。

（補助事業の着手）

第5条 補助事業者は、補助事業を着手する場合は、原則として、次条の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、別記第2号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、第4条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者並びに当該申請に係る取組主体及びリース事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- （1）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- （3）その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- （4）暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約をすることができること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 取得財産等については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定める処分制限期間に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、第6条ただし書各号に掲げるいずれかに該当す

ると認められる者を間接補助事業者又は契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(9) 補助金は、補助事業以外の用途に使用してはならないこと。

(10) 補助事業者（市町村、高知県農業再生協議会及び地域農業再生協議会を除く。）について、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(11) 間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付さなければならないこと。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による補助金変更承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業を廃止する場合

(2) 補助事業の取組主体を変更する場合

(3) 補助事業の施工箇所又は補助事業による施設等の設置場所を変更する場合

(4) 別表第1の補助対象経費の増加又は20パーセントを超える減少の場合（減少の場合について、県が変更を要しないと認める場合を除く。）

2 補助事業者は、前項に定める場合のほか、補助対象経費の減額に伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前2項の補助金変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、又は、必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業遂行状況報告書）

第9条 補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別記第5号様式による補助金遂行状況報告書1部を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付等要綱別表2のⅠに該当する事業の場合は、この限りでない。

（補助事業の実績報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号の規定に該当する事業 交付等要綱別記2の別紙様式第13号（効果増進事業） 1部

(2) 第2条第2号の規定に該当する事業 次に掲げる区分に定める書類

ア 交付等要綱別表2のⅠ基金事業

補助事業の成果を記載した別記第6号様式による補助金実績報告書及び交付等要綱別記2の別紙様式第12号（整備事業・生産支援事業）各1部

イ 交付等要綱別表2のⅡ整備事業

補助事業の成果を記載した別記第 6 号様式による補助金実績報告書 1 部

(3) 第 2 条第 3 号の規定に該当する事業

補助事業の成果を記載した別記第 6 号様式による補助金実績報告書及び各取組主体から提出された交付等要綱別記 2 の別紙様式第 12 号（整備事業・生産支援事業）及び別紙様式第 13 号（効果増進事業）に準ずる書類の写し（添付資料を含む。）
各 1 部

- 2 知事は、前項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。
- 3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 4 条第 2 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 7 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 20 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。
- 5 第 1 項の補助金実績報告書を提出した後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 1 項に準じて提出するものとする。
- 6 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、改めて額の確定を行うものとする。
- 7 第 4 項の規定は、前項の場合に準用する。

（補助金の概算払）

第 11 条 知事は、既に着手した補助事業で必要があると認めるものについて、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第 8 号様式による概算払請求書に知事が別に定める書類を添えて、1 部を知事に提出しなければならない。

（繰越承認申請）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度

に繰り越す必要がある場合は、速やかに別記第 9 号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。

3 補助事業者は、第 1 項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第 10 号様式による年度終了実績報告書を当該年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第 13 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

（2）補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

（3）補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

（4）補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。

（5）補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第 6 条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めたとき。

（関係書類の保管）

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。ただし、取得財産等（機械及び重要な器具については、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものに限る。）で、処分制限期間を経過しないものにあつては、交付等要綱別記 2 第 9 の規定により基金管理団体が定める業務方法書に定める財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

（グリーン購入）

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（雑則）

第 17 条 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱に定める特別承認事業

の採択を受け、補助事業を実施する場合においても、その交付の申請に係る手続、様式等は、全てこの要綱の規定を適用するものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月12日から施行し、平成28年5月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月15日から施行し、平成31年4月24日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。